

評議員及び役員選考基準

新公益法人移行後最初の評議員の選任及び役員候補者案の策定を適切かつ公正に行うため、評議員及び役員の選考基準を設ける。

1 評議員及び役員の一般的要件について

- (1) 高知県体育協会の運営・活動に情熱を持っていること
- (2) 会議や行事などに出席できる時間的余裕があること
- (3) 原則として、高知県体育協会と営利的利害関係がないこと
- (4) 女性の評議員及び役員も選考すること
- (5) 人選が各分野から多角的に行われるよう配慮すること

2 評議員の選任について

- (1) 評議員会は、法人の最高意思決定機関であり、広範で強い権限が付与されている。また、評議員は代理出席等ができないことや任期が4年であることなどから、単なる個別団体等の利益代表者ではなく、法人全体を見通し、その運営が公正かつ適正になされているかを判断する存在である。従って、評議員は高い見識の持ち主を多角的・包括的に人選する必要がある。
- (2) 評議員選定委員会は、評議員会及び理事会から推薦された評議員候補者を参考にして、次に掲げる各号に該当する適任者を、各号の人数の範囲内で選考し、評議員定数20名以上30名以内で評議員を選任する。

記

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 競技種目に精通し、高い見識を有する者 | (15名以内) |
| (2) 地域スポーツの活動に精通し、高い見識を有する者 | (1名以内) |
| (3) 学校体育に精通し、高い見識を有する者 | (2名以内) |
| (4) ジュニア育成に精通し、高い見識を有する者 | (2名以内) |
| (5) 選手の健康維持・管理に精通し、高い見識を有する者 | (2名以内) |
| (6) 企業スポーツに精通し、実際の競技団体を所有している者 | (2名以内) |
| (7) 関連団体等の関係者で、高い見識を有する者 | (2名以内) |
| (8) スポーツ活動をはじめ、広範な学識を有する者 | (4名以内) |

3 役員（会長、副会長、理事、監事）

- (1) 理事会は、法人の業務執行機関である。任期は2年であるが、理事（会長、副会長を含む。）は代理出席等ができないこと、職務執行者として活動回数が増えること、担当職務とその責任を明確にすることなどから、経験豊かで行動力のある人材が望まれる。従って、理事は時間的余裕と実践力のある者を多角的・包括的に人選する。
- (2) 監事は、理事の職務執行を監査し、いつでも理事に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況を調査することができる。従って、監事は財務状況や職務執行状況等について適正かつ公正に判断できる人材を人選する。
- (3) 最初の理事及び監事は、現行の寄附行為に基づいて行う。評議員及び会長から推薦のあった役員候補者の中から、次に掲げる各号を参考に適任者を選考し、理事定数12名以上16名以内、監事定数3名以内で人選する。

記

- (1) 会長として、広範な学識経験を有する者 (1名)
- (2) 副会長として、広範な学識経験を有する者 (2名以内)
- (3) 競技種目に精通し、指導歴や組織運営の経験がある者 (5名以内)
- (4) 学校体育に精通し、部活動指導等の経験がある者 (2名以内)
- (5) 地域スポーツの実情に精通し、地域の体育組織運営の経験がある者 (1名)
- (6) スポーツ活動を通して、青少年健全育成に精通している者 (1名)
- (7) 選手の健康維持・増進に精通し、実際に指導助言ができる者 (1名)
- (8) 企業スポーツの運営に携わっている者 (1名)
- (9) 関連団体の運営者で、体育協会に重要な役割を果たす者 (1名)
- (10) スポーツ活動に精通し、広範な学識を有している者 (1名)
- (11) 監事としての見識と学識のある者 (3名以内)